

川崎市公告第642号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター煙道設備等点検清掃業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 業務概要 浮島処理センターに設置されている焼却炉の炉内、煙道、集じん器設備等の機能を正常に維持するために必要な点検清掃を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市委託業務資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されていること。
- (4) 令和5年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、同種の煙道設備等点検清掃業務の契約実績を有すること。
- (5) 煙道設備等点検清掃業務委託に必要な資格を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格は次のとおりとする。

- ア 足場の組立等作業主任者
- イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ウ ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区浮島町509番地1 浮島処理センター4階事務室

浮島処理センター 整備係 嘉山、前川、澁谷、寺内

電話 044-287-9600

FAX 044-287-9602

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月5日（木）9時から17時まで
（日曜及び12時から13時の間は除く。）

(3) 提出方法 持参

(4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- イ 上記2(5)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出したのものには、確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和8年3月13日（金）に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和8年3月13日（金）9時から17時まで
（日曜及び12時から13時の間は除く。）

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和8年3月13日（金）から令和8年3月17日（火）
9時から17時まで
（持参の場合、日曜及び12時から13時の間は除く。）

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30ukisi@city.kawasaki.jp
- イ FAX 044-287-9602
- ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和8年3月23日（月）に全ての競争入札参加者へ文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

ただし、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和8年3月27日（金）13時30分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区浮島町509番地1 浮島処理センター4階第2会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除といたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。